関連用語解説

あ行

●インダストリアルエンターテイメント

京浜臨海部が紡いできた日本の工業化への発展の礎となった歴史や、ものづくり産業における世界最先端の技術を、研究者や来街者が触れ合い楽しめる産業観光(Industrial Tourism)を通じて体験できる、エンターテインメント性のある魅力的な産業空間を形成することにより、立地企業及び地域のブランド力やイメージなどのポテンシャルの向上を図り、技術や産業の更なる発展に繋げる取組のこと。(「京浜臨海部再編整備マスタープラン」(都市整備局))

●インフラ

インフラストラクチャー(infrastructure)の略。社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基盤のことであり、都市構造の基幹的部分を指す。都市計画においては道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。

●雨水幹線

下水道の雨水管ネットワークのうち、幹となる主要な管きょの こと。

●雨水浸透施設

都市化の進展による雨水流出量の増加、良好な水辺の喪失、局地的大雨の頻発といった水循環系の変化に対し、水循環系再生に向け、雨水浸透機能強化を図るための施設のこと。雨水浸透施設として代表的なものに、浸透ます、浸透管(浸透トレンチ)のほか、浸透側溝、透水性舗装(浸透性平板も含む。)等がある。(「雨水浸透施設設置基準(平成23 (2011) 年4月)」(環境創造局)))

●液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる 現象のこと。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、 地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がったりする。(「横 浜市住生活基本計画(平成 24 (2012) 年 3 月)」(建築局))

●N P O

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。 平成10(1998)年3月に成立した「特定非営利活動促進法(NPO法)」 により、まちづくりの推進等20分野に該当する活動を行い、同法 の要件を満たす団体は、「特定非営利活動法人(NPO法人)」とし て法人格を取得できる。(「横浜市住生活基本計画(平成30(2018) 年2月)」(建築局))

●延焼遮断帯

市街地で火災の延焼を防ぐ機能を果たす、道路、河川、鉄道、公 園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物に より構築される帯状の不燃空間のこと。

●オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりのこと。植生や水面などの状態

から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。(三省堂 weblio「造園カタカナ用語辞典」(社団法人日本造園 組合連合会)

か行

●街区公園

地域のまつりなどのイベントができる広場や遊具などを備えた 公園。 1 箇所当たり面積 0.1 ヘクタール以上で 0.25 ヘクタールを 標準とする。(「横浜市水と緑の基本計画(平成 28 (2016) 年 6 月)」 (環境創造局))

●神奈川東部方面線

相模鉄道西谷駅からJR東海道貨物線横浜羽沢駅付近を経て、東 急電鉄日吉駅に至る路線のこと。西谷駅から羽沢横浜国大駅間を 相鉄・JR直通線、羽沢横浜国大駅から日吉駅間を相鉄・東急直 通線として整備し、相模鉄道線とJR線、東急電鉄線との直通運 転を行う。

●環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。(「横浜市環境管理計画」(環境創造局))

●幹線道路

高速道路を除く都市計画道路及び4車線以上の国道及び県道の こと。都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市 の骨格を形成する。

●帰宅困難者

地震等発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近 距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離に あること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離 を徒歩で帰宅する人)のこと。

OCASBEE

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略。建築環境総合性能評価システムのこと。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムで5段階($S \cdot A \cdot B + \cdot B - \cdot C$)に格付けされる。

横浜市建築物環境配慮制度は、建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建築物の省エネルギー対策や長寿命化対策、周辺のまちなみとの調和、緑化対策などを項目ごとに評価し、総合的な環境配慮の取組を進めるもの。届出制度と認証制度があり、市のホームページでその評価結果を公表している。

建築物環境配慮計画は、「CASBEE-建築(新築)」を基本と

して、横浜市の制度用に編集した「CASBEE横浜」を用いて作成。戸建住宅については、「CASBEE横浜[戸建]」を使用。

●急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受けるおそれのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

●狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路の こと。

●狭あい道路整備促進路線

幅員4メートル未満の狭あい道路のうち、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークを形成するものとして、横浜市が「狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した路線のこと。

この路線では、狭あい道路拡幅整備事業により、後退した用地 における門・塀の撤去費等への助成と市による舗装工事を実施し ている。

●協働

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと。(「協働推進の基本指針(平成24(2012)年10月)」(市民局))

■緊急交通路指定想定路

大規模災害発生時において「緊急交通路」として県公安委員会が指定することが想定される路線のこと。

指定された路線は被害者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止・制限の交通規制を受けることになる。(「神奈川の緊急輸送道路(平成 26(2014)年3月)」(神奈川県))

●緊急輸送路 (緊急輸送道路)

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急 輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する 路線のこと。

●近隣公園

少年サッカーや少年野球などが楽しめる広場や野原などを備えた公園。1箇所当たり面積1ヘクタール以上を目安に2ヘクタールを標準とする。(「横浜市水と緑の基本計画(平成28(2016)年6月)」(環境創造局))

●区民文化センター

地域に根差した個性ある文化の創造に寄与するため、文化活動の 場や機会の提供を行うとともに、区全域での文化活動に関する支援 機能や、ネットワーク形成を牽引する機能を担う地域の文化拠点の こと。

●グローバル

global。世界的な規模であるさま。また、全体を覆うさま。包括的。 (「大辞泉第二版(平成24(2012)年11月)」(小学館))

●建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が特定行政庁の許可を受け「約束(協定)」を互いに取り決め、一般的に地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。また、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれる。(「いちからつくる建築協定(平成26(2014)年5月)」(都市整備局)参考)

●広域避難場所

地震による延焼火災のふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所のこと。

●公園愛護会

地域に身近な公園を安全で快適な場所として保っていくために、地域の主体的な活動として、美化活動や利用者へのマナー啓発などを行うボランティア団体。(「横浜市水と緑の基本計画(平成28 (2016) 年6月)」(環境創造局))

●洪水

大雨などによって、川の水の量が、普段より異常に増え、堤防からあふれ出る。また、堤防の決壊などにより氾濫し、流出すること。 (「内水ハザードマップ・浸水想定区域図 Q & A (平成 27 (2015) 年4月)」(環境創造局))

●洪水ハザードマップ

大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあふれたりする 氾濫が発生した場合の浸水予測範囲と程度のほか、各地域の避難 所等を示しているマップのこと。

●高速道路

高速自動車国道法及び国土開発幹線自動車建設法に規定する道路 で東名高速道路、東北自動車道など広域な自動車専用道路のこと。

●高速横浜環状北線

都筑区の第三京浜道路「横浜港北ジャンクション」から鶴見区の首都高速道路横浜羽田空港線「生麦ジャンクション」を結ぶ、延長約8.2 キロメートルの自動車専用道路のこと。平成29 (2017) 年3月に、首都高速道路高速神奈川7号横浜北線として開通した。

●高齢化率

65歳以上の人口(老年人口)の占める割合のこと。 高齢化率は、65歳以上人口(老年人口)÷総人口(年齢不詳を除く) ×100で算出する。

●コージェネレーションシステム

発電をしながら、同時に発生する熱を冷房・暖房・給湯・蒸気などに有効利用するシステムのこと。一般に、燃料を燃やす火力発電所のエネルギー効率は40パーセント程度だが、コージェネレー

ションシステムでは電気と熱利用をあわせた総合効率は80パーセント近くになり、省エネルギー、二酸化炭素削減効果がある。

また、電力需要のピーク時に稼働させることによって、電力会 社から供給される商用電力の負荷を平準化させることができる。

さらに、コージェネレーションと商用電力が連系することで、電源の二重化・安定化によるエネルギーセキュリティの向上を図ることができる。

●コミュニティ

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの 共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っ ているような集団のこと。(「地域コミュニティの現状と問題(平成 19(2007)年2月7日)」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料)

●コミュニティハウス

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

●コワーキングスペース

独立して働く個人が、机・椅子・ネットワーク設備などの実務環境を共有しながら仕事を行う場所。月極や時間制で借りる形式のものが多いが、利用者同士の積極的な交流や共働といったコミュニティー形成を促すという点において、従来のレンタルオフィスとは異なる。(小学館「デジタル大辞泉」)

さ行

●再生可能エネルギー

永続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。

●市街化区域

都市計画法第7条に規定される区域。

すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先 的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

●市街化調整区域

都市計画法第7条に規定される区域。

市街化を抑制すべき区域のこと。

●市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園・広場・街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業のこと。

●持続可能な都市づくり(まちづくり)

「持続可能な開発(発展)」とは、環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成り立つもので、持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すもの。この概念に基づく都市づくり、まちづくりのこと。

●市民の森

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業 実施要綱」に基づき、おおむね2ヘクタール以上のまとまりのあ る樹林地などを対象に、土地所有者と原則10年間以上の市民の森 契約を結び、広場、散歩道、ベンチなど簡易な整備を行い、市民 に憩いの場を提供する制度。巡回や清掃などの日常管理は「市民 の森愛護会」が行っている。土地所有者には固定資産税などの優 遇措置のほか、奨励金が交付されている。(「横浜市水と緑の基本 計画(平成28(2016)年6月)」(環境創造局))

●社会増、自然増

社会増は、一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴 う人口の増加のこと。

自然増は、一定期間における出生・死亡に伴う人口の増加のこと。

●遮熱性舗装

表面に太陽光を反射する塗料等を塗布することで、舗装の温度 上昇を抑制する性能を持つ舗装のこと。

●主要な地域道路

高速道路及び幹線道路以外の道路(地域道路)のうち、バス通りや、駅と住宅地、また、幹線道路同士を結ぶ道路のこと。

●人口動態

人口動態とは、自然動態(一定期間における出生・死亡に伴う 人口の動き)と社会動態(一定期間における転入、転出及びその 他の増減に伴う人口の動き)を合わせた人口の動きのこと。

●浸水

洪水等によって、市街地や農地などが水で覆われること。その深さを浸水深という。(「内水ハザードマップ・浸水想定区域図Q&A(平成27(2015)年4月)」(環境創造局))

●浸水想定区域

水防法により、住民の人命を守るための避難計画等の目安となるハザードマップを作成するため、洪水、内水、高潮により浸水被害が想定される区域のこと。

●3 R

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce (リデュース:発生抑制)、Reuse (リユース:再使用)、Recycle (リサイクル:再生利用)の頭文字を取ったもの。

(「横浜市一般廃棄物処理基本計画~ヨコハマ 3 R夢 (スリム) プラン~」(平成 23 (2011) 年1月)(資源循環局))

●生産年齢人口

15歳から64歳までの人口のこと。

この区分は「年齢3区分別人口」に基づくもので、前述の「生

産年齢人口」のほか、0 歳から 14 歳までを「年少人口」、65 歳以上を「老年人口」という。

●生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながり指す言葉。様々な生物の相 互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々 な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝 子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性によ り捉えられる。

た行

●耐震改修

耐震診断の結果、大地震時に倒壊又は崩壊する危険性がある又 は高いと判定された建物において行われる、地震に対する安全性 を向上させる工事のこと。

●脱炭素化に向けた都市づくり・まちづくり

地球温暖化対策の観点から、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量との均衡(脱炭素化)の達成を目指す都市づくり(まちづくり)のこと。脱炭素化を実現するためには、現状の取組の延長線上では難しく、英知を結集し、技術・経済社会システム、ライフスタイルのイノベーションによる解決を最大限追及していくことが必要である。都市・地域においては、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や、再生可能エネルギー由来等の電気や熱等の自立分散型エネルギーの面的利用、緑の保全や創造による水と緑のネットワークの形成等を実現していく。

●地域ケアプラザ

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設のこと。おおむね中学校区域に1箇所を設置。

●地域交通サポート事業

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られる。このような地域の主体的な取組がスムーズに進むよう様々な支援を行うことにより、公共交通の実現を目指す事業のこと。

●地域道路

高速道路及び幹線道路以外の全ての道路のこと。

●地域福祉保健計画

社会福祉法第107条に基づき、横浜市と横浜市社会福祉協議会で、 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、 住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ など)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身 近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・ 推進する計画のこと。

●地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助 資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠 点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域 防災拠点に指定している。

●地域まちづくり組織

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域まちづくりプラン及び地域まちづくりルールを策定・運用するために、地域住民等で構成され、多数の理解や指示を得て、市長の認定を受けた組織。地域まちづくり組織と横浜市が連携して、地域まちづくりを推進する。

●地域まちづくりプラン

横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組を、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。)が地域住民等の理解や支持を得ながらとりまとめた計画のこと。地域まちづくりプランに基づき、地域まちづくり組織は、市と連携してプランの実現へ向けた取組に努める。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸 化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

●地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画 のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地 区施設)、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定 める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等につ いて、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の 区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

●地区公園

身近な住民のスポーツ・イベント利用や、自然、歴史などの地域特性に即した公園。1箇所当たり面積4ヘクタールを標準とする。(「横浜市水と緑の基本計画(平成28(2016)年6月)(環境創造局))

●地区センター

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

●透水性舗装

雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装のこと。主として歩道の舗装に用い、歩道上の水たまり発生の軽減や地下水のかん養等の効果がある。

●特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地で、風致景観に 優れるなど一定の要件を満たした区域について、都市計画に定め る地区。(「横浜市水と緑の基本計画(平成28(2016)年6月)」(環境創造局))

●都市型住宅

敷地を有効に活用した中高層集合住宅。店舗やオフィスとの複合的な集合住宅など、都心に近い立地で、職住の近接や高度の文化的生活など多様な居住ニーズに対応しようとする住宅。(「横浜市都市計画マスタープラン全体構想(平成25(2013)年3月)」(都市整備局)参考)

●都市機能

都市(政治、経済、文化等の中心地で人の多いところ)としての機能のこと。業務、商業、文化、観光、交流などの機能(の一つ又は複数)を有する。

●都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市 施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の規 定に従い定められたもののこと。

都市内の限られた土地を有効に配分し、住宅や商業施設、工場などの建築敷地、道路や鉄道などの基盤施設用地、緑地・自然環境などを適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするもの。

●都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項の規定により、都道府県が、都市計画 区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査 として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、 土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての行 う調査のこと。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域を対象として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けて、都市計画の目標などの都市計画の基本的な方針を定めるもの。横浜市は、市域全域が都市計画区域である。なお、平成26 (2014) 年6月の都市計画法の改正により、決定権限が神奈川県から横浜市へ移譲され、平成30 (2018) 年3月に改定した。

●都市計画道路

都市計画法第 11 条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。

●都市施設

都市計画に定めることができる、都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる以下の施設のこと。

- 1. 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 2. 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 3. 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

- 4. 河川、運河その他の水路
- 5. 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 6. 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 7. 市場、と畜場又は火葬場
- 8. 一団地の住宅施設
- 9. 一団地の官公庁施設
- 10. 流通業務団地
- 11. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 12. 一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 13. 一団地の復興拠点市街地形成施設
- 14. その他政令で定める施設

●都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は 緑地。

●都市づくり

全市的な取組、またはその取組が全市に関連する取組。(「横浜 市都市計画マスタープラン全体構想(平成25(2013)年3月)」(都 市整備局))

●土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び 身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律」に基づいて神奈川県が調査を行い、指定・ 告示する区域のこと。土砂災害警戒区域に指定されると、警戒避 難体制の整備が行われる。

●土砂災害ハザードマップ

神奈川県が指定する土砂災害警戒区域等について、崖崩れ災害が予想される場合や発生した場合に、市民が適切な行動を取るために避難する方法や避難場所を示したマップのこと。

●土壌混合法

家庭で出される生ごみの処理にあたって、土と生ごみを混ぜ、 微生物により自然の力で生ごみを分解し、堆肥化する方法のこと。 横浜市では土壌混合法の普及に取り組んでおり、生ごみの資源化、 減量化を進めている。

●トリップ

Trip。人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位。1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数える。(「平成20年のパーソントリップ調査の結果概要」(都市整備局))

な行

●内水

大雨などによって、降った雨が下水道管や水路等から河川等へ 排水できずに、マンホールや雨水桝等から溢れ出ること。

(「内水ハザードマップ・浸水想定区域図 Q & A (平成 27 (2015) 年 4 月)」(環境創造局))

●熱帯夜

夜間の最低気温が25度以上の日のこと。

は行

●パーソントリップ調査

「人(Person)の動き(Trip)」から都市を分析していく調査(P T調査ともいう。)で、「どのような人が」「どのような目的で・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかなどを調べるもの。鉄道や自動車、徒歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。東京都市圏においては、日常的に一体的な経済、社会活動が行われている圏域として、東京を中心とした通勤交通圏域を一つのまとまりある都市圏として、昭和43(1968)年以降、10年ごとに実施している。

●ハザードマップ

hazard map。災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害を もたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。(「大辞泉第二版(平成 24 (2012) 年 11 月)」(小学館))

●バリアフリー/化

高齢者、障害者等が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間をつくりあげること(歩道の段差解消など)をいう。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をする上で、精神的にも障壁がないことも意図する。

●販売農家

経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家のこと。(「2015年農林業センサス報告書」(農林水産省))

●氾濫

大雨などによって、市街地や農地などに水があふれること。川から水があふれ出ることを「洪水氾濫」といい、降った雨が河川に流れる前に、下水道管等から溢れることを「内水氾濫」という。(「内水ハザードマップ・浸水想定区域図Q&A(平成27(2015)年4月)」(環境創造局))

●ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のこと。等温線を描く と温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートア イランド(熱の島)と呼ばれる。

●風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。(「風致地区の手引き(平成 26 (2014) 年4月)」(建築局))

●ふれあいの樹林

市街地の小規模な緑地を保全・育成しながら、市民の方々にふれあいの場を提供する制度。

●米軍施設・区域

日米安全保障条約に基づき日本が米軍に提供している施設及び 区域。市内には約150ヘクタール(平成27(2015)年7月時点) の米軍施設及び区域が存在している。

H E M S

Home Energy Management System の略。家庭内のエネルギー管理システムのこと。家電製品などの消費電力が可視化され、効率的な節電、蓄電をコントロールし、二酸化炭素削減と、快適なライフスタイルの両立をサポートする。

(「次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト『スマートコミュニティ』(平成 26 (2014) 年1月)」(資源エネルギー庁))

●防火地域及び準防火地域

都市計画法第9条第21項の規定により、市街地における火災の 危険を防除するため定める地域のこと。

●保水性舗装

空隙の多い舗装に水を吸収する保水材をしみこませた舗装のこと。この水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制する効果がある。

ま行

MICE

Meeting (企業等の会議)、Incentive Travel (企業等の行う報 奨・研修旅行)、Convention (国際機関・学会等が主催する総会、学術会議等)、Event あるいは Exhibition (イベント・展示会・見本市)の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称のこと。(「国際観光・MICE都市の実現に向けたアクションプラン (平成 23 (2011) 年1月)」(文化観光局))

●街づくり協議地区

市街地開発事業等の推進、都市基盤の整備、都市機能の集積、土 地利用の誘導、街並みの誘導、歩行者空間の整備などを推進する ため、市長が協議が必要と認め指定した地区のこと。指定した地 区において、指針を定め、市民の協力のもとに街づくりに関する 協議を行うことにより、利便性が高く、安全で快適な、魅力ある 市街地の形成を誘導している。

●緑の 10 大拠点

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている市内におけるまとまった緑のこと。こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、下和泉・東俣野・深谷周辺地区の10箇所がある。

●木造住宅密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。

や行

●谷戸

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のこと。貴重な源流域とその地形をいかした水田、農業用のため池及び水路が作られてきた。横浜市は多摩丘陵の終端部に位置するため、多くの谷戸がある。

●用途地域

都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の 環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応 じた建築規制を行うもの。次の13種類がある。

- 1. 第一種低層住居専用地域
- 2. 第二種低層住居専用地域
- 3. 第一種中高層住居専用地域
- 4. 第二種中高層住居専用地域
- 5. 第一種住居地域
- 6. 第二種住居地域
- 7. 準住居地域
- 8. 田園住居地域
- 9. 近隣商業地域
- 10. 商業地域
- 11. 準工業地域
- 12. 工業地域
- 13. 工業専用地域

●横浜環状鉄道

交通政策審議会答申第 198 号に「横浜環状鉄道の新設(日吉~鶴見、中山~二俣川~東戸塚~上大岡~根岸~元町・中華街)」として位置づけられている路線のこと。なお、中山~日吉間は市営地下鉄グリーンラインとして供用中である。

●横浜市環境管理計画

横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例に基づき、環境に 関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。(「横浜市 環境管理計画」(環境創造局))

●横浜市基本構想(長期ビジョン)

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、 横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有 しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市 が人口減少時代に突入する 21 世紀最初の四半世紀(おおむね令和 5 (2025) 年頃、現在から約 20 年間)を展望し、横浜市の目指す べき都市像や、それを実現するための施策の基本的な方向性など を規定している。横浜市の行政計画は、すべてこの長期ビジョン の理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置づけられる。

横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際 港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。(「横浜 市基本構想(長期ビジョン)(平成18(2006)年6月)」(政策局))

●横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針

平成24 (2012) 年10月に見直しを行った「横浜市地震被害想定」における火災被害が大きいことから、地震による火災被害を軽減するため、平成26 (2014) 年3月に策定した方針。これにより「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組みを進める。

●横浜市住生活基本計画

横浜市住宅政策審議会答申(平成29(2017)年4月)及び住生活基本法(平成18(2006)年制定)の趣旨を踏まえ、横浜市基本構想(長期ビジョン)を上位計画とする、住まい・住環境についての基本的な方向性を示した住宅分野の基本計画のこと。

●横浜市地域まちづくり推進条例

市民と市が協働して行う地域まちづくりの理念や市民と市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関して、組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続や、市民主体のまちづくり活動への支援策といった基本的な事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的とした条例のこと。平成17 (2005) 年2月25日公布、平成17 (2005) 年10月1日施行。

●横浜市中期4か年計画

横浜の未来を切り拓いていくため根幹となる政策の方向性を共 有することにより、あらゆる方々の知恵や力の結集、様々な主体 との協働などを通して、オール横浜で「横浜市基本構想(長期ビジョ ン)」の実現を目指していくための計画のこと。

●横浜都市交通計画

市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有するとともに協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指し、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画のこと。

●横浜市水と緑の基本計画

水・緑環境の保全と創造に関わる総合的な施策を体系的に位置 付けた計画。

●ヨコハマ市民まち普請事業

市民が地域の特性を生かした身近な生活環境の整備(施設整備)を、自ら主体となって発意し実施することを目的として、身近なまちのハード整備に関する提案を募集し、2段階の公開コンテストで選考された提案に対して最高500万円の整備助成金を交付するなど、市民が主体となった整備の支援を行う事業のこと。

ら行

●ライフライン

Life line。都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・ 通信・輸送などをいう語。多く、地震対策との関連で取り上げられ る。生命線。(「大辞泉第二版(平成 24 (2012) 年 11 月)」(小学館))

●リサイクル

recycle。再生利用。ごみを分別し、再び資源として利用すること。 「再資源化」とも言う。(「横浜市一般廃棄物処理基本計画~ヨコハマ 3 R夢(スリム)プラン~」(平成23(2011)年1月)(資源循環局))

●流域

河川に流れ込む雨水(氷雪水も含む。)が降り集まる地域のこと。 集水域又は排水域ともいう。(「横浜市環境管理計画」(環境創造局))

●緑地保全制度

緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度(特別緑地保全地区など)と条例に基づく制度(市民の森など)があり、土地所有者の意向や土地の特性に合わせて制度の指定を行っている。緑地保全制度で指定されると、建築などの土地の形質の変更に制限をうける一方で、様々な優遇措置がある。

●緑地保存地区

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市緑地保存事業実施要綱」に基づき、緑豊かな都市景観を形成し市民生活に潤いと安らぎを与えている市街化区域における500平方メートル以上の樹林地を緑地保存地区に指定し、10年間の契約により保存する制度のこと。(「横浜市水と緑の基本計画(平成28(2016)年6月)」(環境創造局))

●緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から300平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

●ロジスティクス

原材料の調達、完成品の配送から製品が顧客の手に渡るまでの 過程の"物の流れ(物流)"を効率的、効果的にするという視点か ら総合的にマネジメントすること。(都市計画用語研究会「四訂都 市計画用語辞典」(ぎょうせい))



鶴見区マスコットキャラクターワッくん

令和2年1月発行

横浜市 鶴見区 区政推進課

〒 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1

TEL: 045-510-1676 FAX: 045-504-7102

E-MAIL: tr-machirule@city.yokohama.jp

鶴見区役所ホームページでもご覧になれます。

鶴見区プラン

検索

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課

〒 231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL: 045-671-2696 FAX:045-663-8641

E-MAIL: tb-chiikimachika@city.yokohama.jp



